

(11) 土木学会顧問規程

〔平成23年3月18日 制定〕
〔平成23年11月18日 一部改正〕

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人土木学会細則第32条に基づき、会務執行のために設置する顧問について定める。

(設置または廃止)

第2条 顧問の設置または廃止は、理事会で決定する。

2 顧問は、前会長および会務執行に必要なと会長が判断し選任する者とする。

(任期)

第3条 顧問の任期は、原則として1年とする。ただし、会務執行に必要な場合、理事会の承認を得て、任期を延長することができる。

(職務)

第4条 顧問は、会長の指示により、職務を遂行する。

(報酬)

第5条 顧問の報酬については、別途定めるものとする。

(前会長の顧問)

第6条 前会長の顧問の任期は1年とする。

2 前会長の顧問は、前条の規定にかかわらず無報酬とする。

3 前会長の顧問は、就任期間中、オブザーバとして理事会に出席して意見を述べるができる。

(内規)

第7条 顧問の職務を支援するため必要な場合には内規を定める。内規を制定あるいは改正した場合には理事会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成23年3月18日 理事会議決） この規程は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月1日から施行する。